

「入居権を譲ってほしい」は 詐欺です!

高齢者を狙った劇場型勧誘の電話が増加しています。劇場型勧誘では、業者がいろいろな役割を演じてお金を払わせようとしてきます。

固くらし交通安全課 ☎43-9524



二七警察官

二七弁護士



相談概要

老人ホームの運営会社を名乗る人物から電話がかかってきた

入居権が
当選しました!



老人ホームの運営会社を名乗る人物から突然電話で「市内に老人ホームを建設する予定だが、あなたにその入居権が当選した」と言われた。

老人ホームの利用を断ると…



「あなたに老人ホームに入居する権利がある」
「必要ないなら他の人に権利を譲ってほしい」



「他の人に譲ります」

私は利用するつもりがなかったので「申し込みません」と言って断った。すると「あなたが申し込みないなら、他の人に入居権を譲ってもらえないか」と言われたので承諾した。

後日、弁護士を名乗る人物から電話があり



「他の人に老人ホームの入居権を譲る行為は犯罪行為である」



「違反金600万円を支払わないと逮捕される」

と言われた

弁護士を名乗る人物から電話があり「他の人に老人ホームの入居権を譲らなかったか? その行為は名義貸しと呼ばれる犯罪行為である。違反金600万円を支払わないと逮捕され拘置所に入ることになる」と言われた。

トラブルに遭わないために

- 留守番電話や発信者番号通知などを活用して、心当たりのない電話には出ないようにしましょう。
- 不安に感じても、話をうのみにせず、絶対にお金を支払わないでください。
一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは非常に困難です。



消費生活センターにご相談ください

消費生活センターでは、消費者と事業者との間で起こった商品やサービスに関するトラブルや、製品事故、借金などの消費生活に関する相談を受け付けており、必要に応じて事業者へのあっせんを行うこともあります(事業者を指導・処分する機関ではありません)。相談受付時には、氏名や住所などの個人情報をお聞きますが、これらの情報は相談処理に利用し、本人の同意を得ずに他の目的で利用することはありません。

詐欺かも?と迷ったら、お金を支払う前に消費生活センターにご相談ください。

ご相談ください

悪質商法・契約トラブル・多重債務

八戸市消費生活センター ☎43-9216

開設日時 (月)~(金)8:15~17:00

※(祝)、年末年始除く

場所

市庁別館5階 くらし交通安全課内

相談方法

電話または直接お越しください。

※八戸圏域(三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町)にお住まいの人の相談も受け付けています。